

令和7年第4回

八千代市議会定例会議案

(追加)

八千代市

目 次

議案第 21 号	八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 22 号	八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第 23 号	令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）	16 頁
議案第 24 号	令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	16 頁
議案第 25 号	令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	16 頁
議案第 26 号	令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）	16 頁
議案第 27 号	令和 7 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	16 頁
議案第 28 号	令和 7 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 2 号）	16 頁

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和7年12月22日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和
49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の210」を「100分の215」に改める。

第2条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の215」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年
4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用
弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年1
月22日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正
前の八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に
より支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみ
なす。

提案理由

市長等及び議長等の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正いたしたい。

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月22日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市一般職員の給与に関する条例（昭和32年八千代市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号イ中「4, 170円以上40, 520円」を「4, 240円以上67, 200円」に改め、同号ウ中「アに掲げる額及びイに掲げる額の合計額（その額が月額40, 520円を超えるときは、月額40, 520円）」を「それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた原動機付自転車等を使用する職員に係る額を超える場合にあっては、当該額」に改める。

第21条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条第1項）

行政職給料表

(単位：円)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額						
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	

定年	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,400	
前再任用	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,700	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	464,000	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,300	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	464,700	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	465,000	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	465,300	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	465,600	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	466,000	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	466,300	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	466,600	
短時間勤務職員以外の職員	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	466,900	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	467,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	467,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	467,900	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	468,200	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
職員	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300			
87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600			
88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800			
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000			
90	267,400	307,000	357,100		410,300			
91	267,700	307,300	357,500		410,600			
92	268,000	307,600	357,900		410,800			
93	268,300	307,800	358,100		411,000			
94		308,000	358,400		411,300			
95		308,300	358,800		411,600			
96		308,700	359,100		411,800			
97		308,900	359,400		412,000			
98		309,200	359,800		412,300			
99		309,500	360,200		412,600			
100		309,900	360,600		412,800			
101		310,100	361,100		413,000			
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						

119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第25条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

会計年度任用職員給料表

(単位：円)

号	1級	2級	3級
1	195,800	242,000	276,300
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500
19	222,600	265,000	295,700
20	224,100	266,100	296,900
21	225,600	267,000	297,900
22	227,200	268,000	299,100
23	228,800	269,000	300,300
24	230,400	270,000	301,600
25	232,000	271,000	302,900

26	233, 700	271, 900	303, 900
27	235, 000	272, 700	304, 900
28	236, 300	273, 600	305, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000
30	238, 700	275, 200	308, 200
31	239, 800	276, 000	309, 300
32	240, 900	276, 700	310, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600
34	242, 900	278, 200	312, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200
36	244, 800	279, 600	315, 500
37	245, 800	280, 300	316, 700
38	246, 700	281, 100	318, 000
39	247, 600	281, 800	319, 300
40	248, 400	282, 500	320, 600
41	249, 200	283, 200	321, 900
42	249, 900	283, 900	323, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500
45	251, 800	286, 000	
46	252, 400	286, 600	
47	253, 000	287, 300	
48	253, 600	287, 900	
49	254, 100	288, 600	
50	254, 700	289, 200	
51	255, 300	289, 900	
52	255, 800	290, 600	
53	256, 200	291, 100	
54	256, 600	291, 700	

55	256, 900	292, 300	
56	257, 200	293, 000	
57	257, 500	293, 600	
58	257, 800	294, 200	
59	258, 100	294, 800	
60	258, 400	295, 500	
61	258, 700	296, 100	
62	259, 000	296, 700	
63	259, 300	297, 200	
64	259, 600	297, 700	
65	259, 900	298, 200	
66	260, 200	298, 800	
67	260, 500	299, 300	
68	260, 800	299, 900	
69	261, 100	300, 300	
70	261, 400	300, 800	
71	261, 700	301, 300	
72	262, 000	301, 900	
73	262, 300	302, 400	
74	262, 600	302, 800	
75	262, 900	303, 100	
76	263, 200	303, 400	
77	263, 500	303, 600	
78	263, 800	303, 900	
79	264, 100	304, 100	
80	264, 400	304, 400	
81	264, 700	304, 600	
82	265, 000	304, 800	
83	265, 300	305, 100	

84	265, 600	305, 300	
85	265, 900	305, 600	
86	266, 200	305, 800	
87	266, 500	306, 100	
88	266, 800	306, 400	
89	267, 100	306, 700	
90	267, 400	307, 000	
91	267, 700	307, 300	
92	268, 000	307, 600	
93	268, 300	307, 800	
94		308, 000	
95		308, 300	
96		308, 700	
97		308, 900	
98		309, 200	

第6条 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第25条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条中別表第1の改正規定は令和8年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（八千代市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第12条第2項第2号イ及びウの改正規定並びに第21条第1項の改正規定並びに別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第12条第2項第2号イ及びウの改正規定並びに第21条第1項の改正規定並びに別表第1の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（会計年度任用職員条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）については、前項の規定は、適用しない。

（令和7年4月1日前の異動者の号給の調整）

4 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の額を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 23 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 24 号 令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 25 号 令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 26 号 令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 27 号 令和 7 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 28 号 令和 7 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 2 号）